令和5年度　北茨城市保育料（3号認定）

令和5年度の保育料軽減（保育）

階層区分		定義	3歳未満児	
国	市		保育標準時間	保育短時間
第1	第1	生活保護世帯	0	0
第2	第2	市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0
第3	第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	15,000 7,500 0	14,700 7,350 0
	第4	所得割課税額24,300円未満	17,000 8,500 0	16,700 8,350 0
	第5	所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	19,500 9,750 0	19,200 9,600 0
第4	第6	所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満	22,500 11,250 0	22,100 11,050 0
	第7	所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
第5	第8	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	29,500 14,750 0	29,000 14,500 0
	第9	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	33,000 16,500 0	32,400 16,200 0
第6	第10	所得割課税額 169,000円以上 212,700円未満	36,500 (18,250) 0	35,900 (17,950) 0
	第11	所得割課税額 212,700円以上 256,400円未満	40,000 (20,000) 0	39,300 (19,650) 0
	第12	所得割課税額 256,400円以上 301,000円未満	44,000 (22,000) 0	43,300 (21,650) 0
第7	第13	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000) 0	47,200 (23,600) 0
第8	第14	所得割課税額 397,000円以上	52,000 (26,000) 0	51,100 (25,550) 0

国軽減：低所得者（57,700円／77,100円）：年齢制限撤廃で、第2子無償、第2子半額、第3子以降無償

国軽減：ひとり親・在障：無償（満児上限9千円）、年齢制限撤廃で第2子以降無償

千円軽減のうえ第1子から半額（3歳未

県軽減：二人親：未満児の保育料を無償

県軽減：ひとり親・在障：年齢制限撤廃した第2子半額、第3子以降の3歳未満児の保育料を無償

年齢制限撤廃および所得制限撤廃した第3子以降の3歳未満児の保育料を無償

市軽減：未就学児で教育・保育認定を受けている児童で数えて第2子に該当する児童は無償　※

【注意】
保育料の階層区分を決定するにあたっては、市民税所得割額を基に行う。ただし、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）がある場合は、控除前の額を基にする。

※市の第2子無料化の対象者は兄弟姉妹で同時入所で数えて2人目の子